

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
さいたま市	南下新井字柳橋地区	令和3年11月15日	年 月 日
地区内集落名			
岩槻区南下新井			

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1: ③の「●才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の高齢化により、地区内の農地の荒廃化が懸念される。 ・用排水路及び農道の整備が不十分であり、耕作条件が悪い農地が多い。
--

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>地区内に規模拡大を希望する農業従事者がいないため、さいたま市等の行政機関と連携して外部からの新規参入者の受け入れを進めていく。</p>
--

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。
 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>農業の生産効率の向上を図るため、用排水、農道等の基盤整備に取り組む。</p>

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組織	法人
① 認定農業者	0 人	0 法人
② 認定新規就農者	0 人	0 法人
③ 集落営農組織	1 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 人	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 人	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	0 人	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	0 人	0 法人

注:基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村が基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	6.0 ha	13.0 ha	46.2 %
今後	6.0 ha	13.0 ha	46.2 %